

令和5年6月定例会

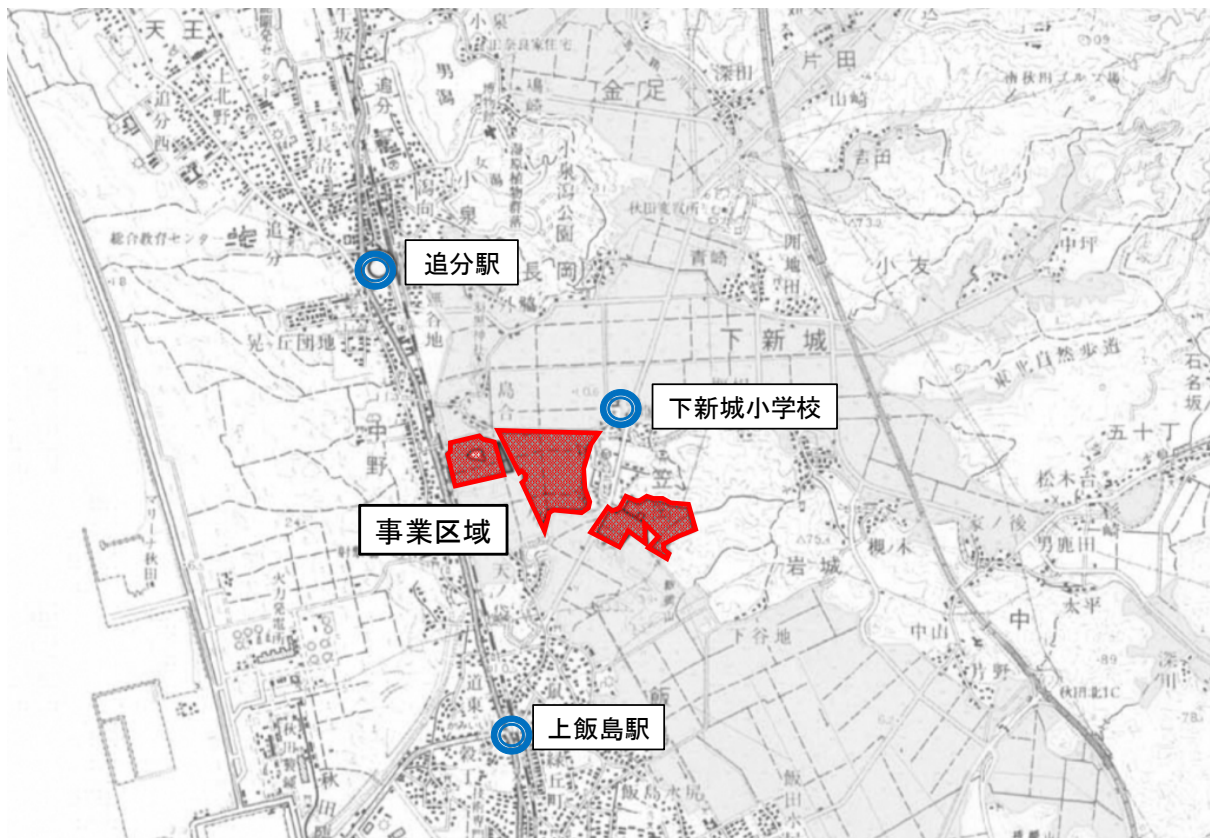
教育産業委員会資料

(産業振興部)

下新城笠岡西部地区県営農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴う 字の区域の変更について

1 下新城笠岡西部地区県営農地集積加速化基盤整備事業の概要

- (1) 事業期間 平成29年度～令和5年度
- (2) 施行面積 45.3ヘクタール
- (3) 総事業費 10億5,100万円
- (4) 負担割合 国50%、県27.5%、市10%、地元12.5%



2 変更する字の区域

別紙のとおり

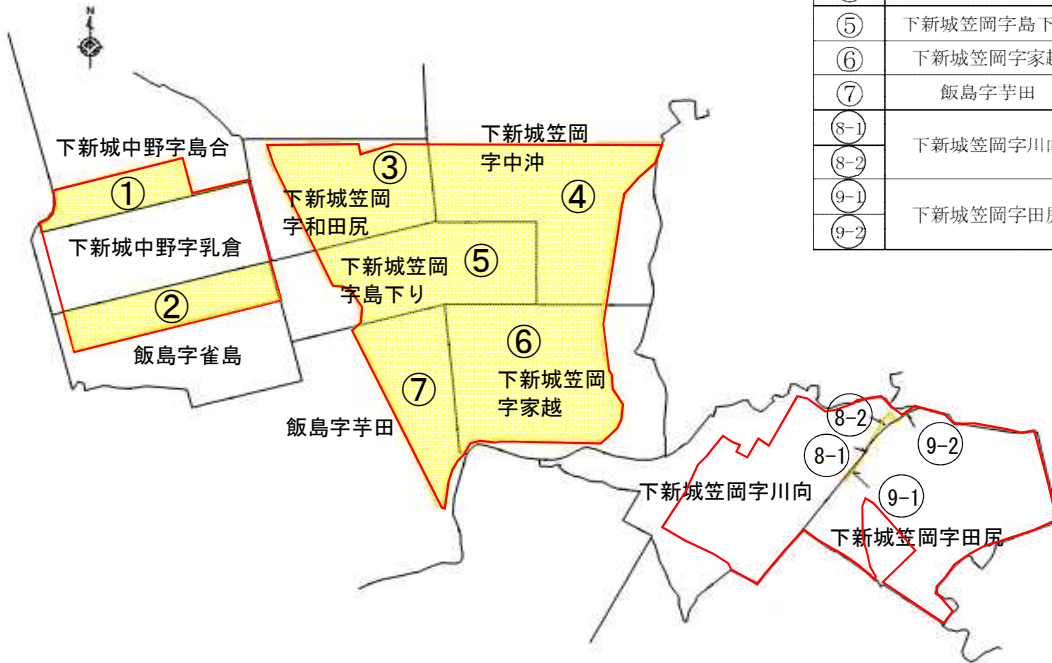
3 今後の予定

令和5年 7月 字の区域変更について告示

令和5年11月 県が換地処分公告（公告の翌日から区域変更）

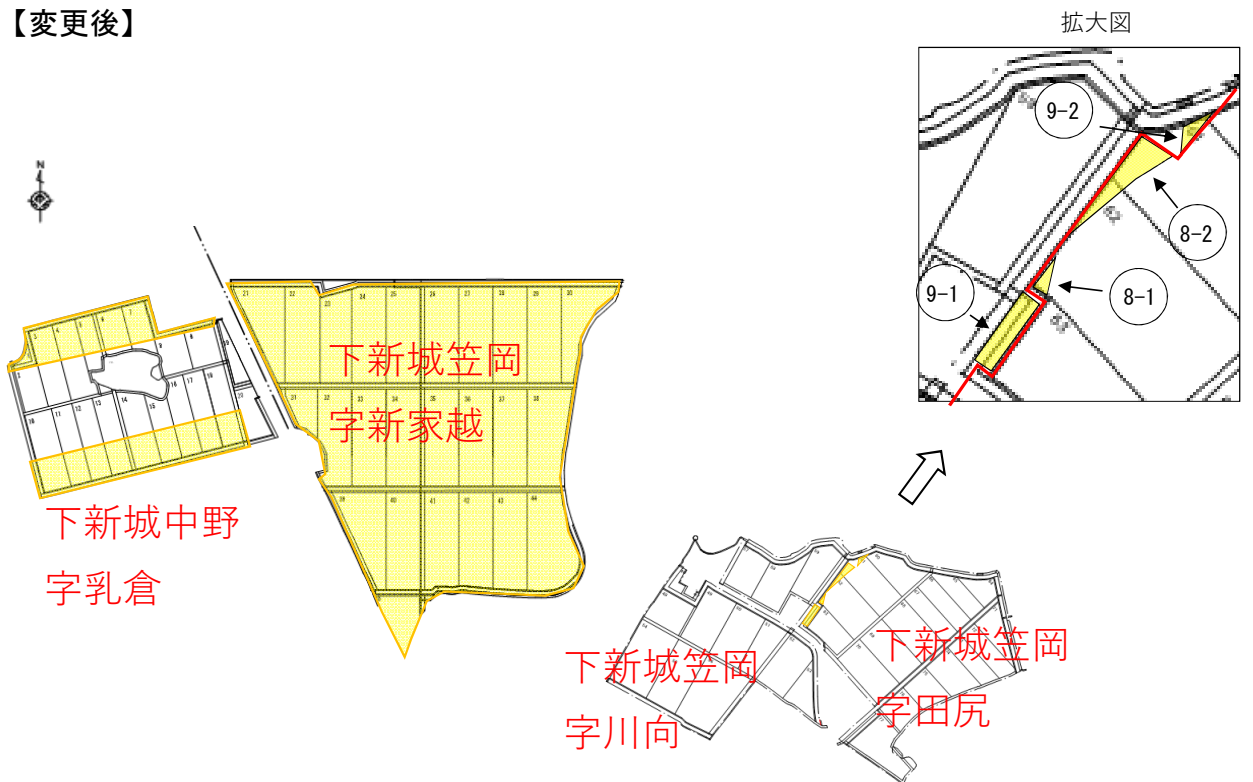
(別紙) 変更する字の区域

【変更前】



凡 例		
番 号	旧字区域	新字区域
①	下新城中野字島合	下新城中野字乳倉
②	飯島字雀島	
③	下新城笠岡字和田尻	(新) 下新城笠岡字新家越
④	下新城笠岡字中沖	
⑤	下新城笠岡字島下り	
⑥	下新城笠岡字家越	
⑦	飯島字芋田	
8-1	下新城笠岡字川向	下新城笠岡字田尻
8-2		
9-1	下新城笠岡字田尻	下新城笠岡字川向
9-2		

【変更後】



秋田市リフレッシュガーデンへの指定管理者制度の再導入について

1 概要

秋田市リフレッシュガーデンについては、利用者数の減少に伴い、第7次行革大綱（計画期間：H31～R4）において施設のあり方を検討してきたが、ここ数年、利用状況が回復していることなどにより存続を決定したことから、これを契機に、来年度から指定管理者制度を再導入しようとするものである。

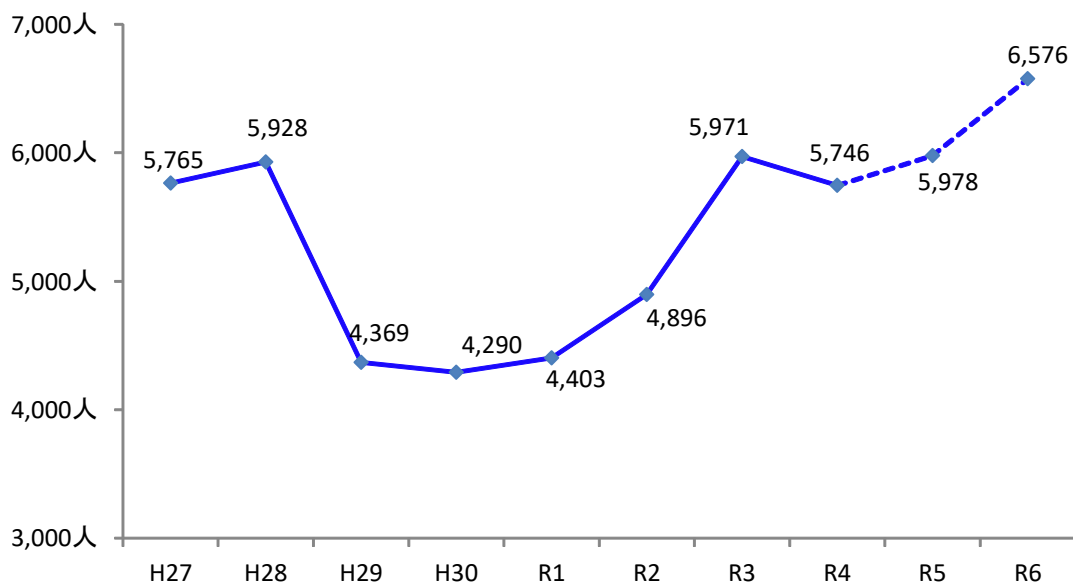
2 これまでの経緯

平成5年4月	秋田テルサの附帯施設として営業を開始
平成16年4月 ～平成21年3月	業務委託による運営
平成21年4月 ～平成29年3月	指定管理者制度による運営
平成29年4月 ～令和6年3月	業務委託による運営 (指定管理者への応募がなかったため)

3 指定管理者制度導入によるメリット

民間事業者のノウハウ（広告媒体・SNSを活用した集客、施設内の環境整備等）や創意工夫（冬期間の開場、コンペの開催等）を取り入れることにより、利用者の増加（+10%）が見込まれるほか、利用料金が指定管理者の歳入となることで、一般財源の圧縮と平準化につながり、安定的な施設運営が図られる。

【利用者数の推移と今後の見込み】



4 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年9月 9月議会に施設設置条例改正案提出
- 10月 指定管理者を公募（おおむね1か月）
- 11月 指定管理者候補者の選定（指定管理者選定委員会）
11月議会に議案提出
- 令和6年3月 指定管理者との協定締結
- 4月 指定管理者制度による運営開始

5 施設概要

- (1) 所在地 秋田市御所野地蔵田三丁目1番2号
- (2) 施設内容 9ホール、1,195ヤード、パー29
- (3) 開場期間 4月1日から11月30日まで
- (4) 開場時間 午前7時から午後6時まで
- (5) 利用料金（ゴルフ場利用税を除く）
 - ア 平日 2,030円（1,630円）
 - イ 土日祝日 3,040円（2,640円）
 - ウ パスポート（年間） 50,920円
 - エ パスポート（3月） 20,370円

秋田市卸売市場再整備基本計画策定の検討状況について

秋田市卸売市場再整備基本計画の策定に当たり、令和5年4月に株式会社地域計画建築研究所と策定業務委託契約を締結し、次のとおり検討を進めているところである。

1 これまでの検討状況

(1) 第1回市場内検討会議

- ア 実施期間 令和5年4月21日（金）
- イ 対象者 市場内事業者 18事業者
- ウ 内 容 基本計画の策定スケジュールについて

(2) 第1回部門別ワーキング部会

- ア 実施期間 令和5年5月29日（月）～30日（火）
- イ 対象者 青果部7事業者、水産物部6事業者、花き部4事業者
- ウ 内 容 各部門ごとの施設配置について
個別調査票の配布、個別ヒアリングの実施について

(3) プレヒアリング

- ア 実施期間 令和5年4月25日（火）～6月6日（火）
- イ 対象者 卸売市場再整備事業への参画の意思を有する民間事業者
- ウ 内 容 工期短縮につながる手法や余剰地活用のニーズなどを把握
するため、民間事業者に対してヒアリングを実施

エ 提案のあった余剰地の活用用途

食品加工センター、食品工場、物流センター、食品関連物流センター、
複合商業施設、スマートハウス、住宅展示場、商業施設の駐車場

オ 主な意見

- ・余剰地の活用できる時期が5年～10年先と遅くなるほど、民間事業者にとって事業の計画が立てづらくなるため、余剰地の活用は市場再整備と切り離してほしい。
- ・働き方改革関連法による2024年問題を見据えると、本市場が日本海側ルート
の物流ハブ機能を担うことも可能と考えるため、市場と一体となった余
剰地活用が望まれる。
- ・工期短縮を考慮すると、DB方式(設計・施工一括発注)又はDBO方式(設
計・建設・運営一括発注)、BTO方式(建設→所有権移転→運営)等が望まし
い。
- ・立体駐車場の建設により、工事で使える敷地を広く確保できるため、工事
車両の円滑な往来や、工事ヤードの確保が可能となり、工期の短縮につな
がると考える。

2 検討体制

(1) 市場運営協議会

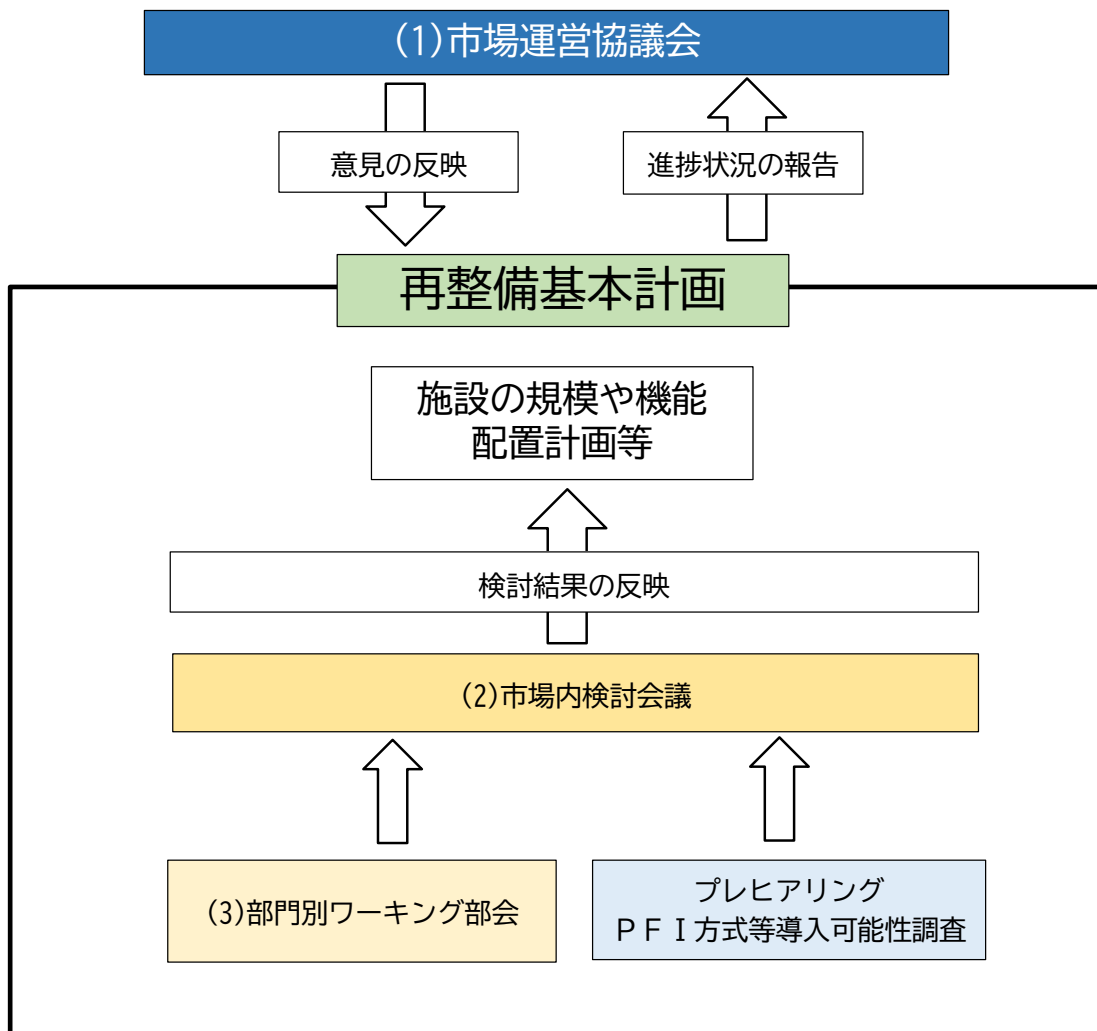
基本計画の策定過程において、進捗状況を報告し、委員から出された意見を計画に反映（学識経験者や市場内事業者などが委員を務める。中央と地方を合わせ15名）

(2) 市場内検討会議

施設の規模や機能、配置計画等についての意見聴取を行い計画に反映（卸業者5事業者、仲卸業者12事業者、関連事業者2事業者）

(3) 部門別ワーキング部会

青果部、水産物部、花き部、若手部門、物流部門ごとに意見聴取を行い計画に反映（卸業者5事業者、仲卸業者12事業者、関連事業者3事業者）



3 策定スケジュール

別紙のとおり

秋田市卸売市場再整備基本計画策定スケジュール

項目	令和5年(2023年)										令和6年(2024年)				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
市議会			6月定例会 ※検討状況報告 補正予算案			9月定例会 ※検討状況報告		議会説明 ※各施設の規模と 配置について	11月定例会 ※基本計画骨子案説明			2月定例会 ※基本計画素案説明 当初予算案			6月定例会 ※基本計画案説明
市場運営協議会				市場運営協議会 ※検討スケジュール説明			市場運営協議会 ※各施設の規模と 配置について	市場運営協議会 ※基本計画骨子案説明	市場運営協議会 ※基本計画素案説明		市場運営協議会 ※基本計画素案説明			市場運営協議会 ※基本計画案説明	
パブリックコメント												※基本計画素案公表 パブリック コメント			
市場内検討会議	4/21 第1回 市場内 検討会議 ※検討スケジュール説明				第2回 市場内 検討会議 ※余剰地の位置、 全体規模の提示		第3回 市場内 検討会議 ※各施設の規模と 配置について	第4回 市場内 検討会議 ※基本計画 骨子案説明			第5回 市場内 検討会議 ※基本計画素案説明			第6回 市場内 検討会議 ※基本計画案説明	
部門別ワーキング部会		5/29 ~30 第1回 部門別 ワーキン グ部会 ※各部門ごとの施設配置について 個別ヒアリング実施について		第2回 部門別 ワーキン グ部会 ※第1次基本計画案 の検討		第3回 部門別 ワーキン グ部会 ※整備主体、 市場使用料について		第4回 部門別 ワーキン グ部会 ※第1次基本計画の 修正					第5回 部門別 ワーキン グ部会 ※基本計画案の検討		
基本計画策定	前提条件の整理・確認		第1次基本計画案の作成				第1次基本計画案の修正		基本計画書の作成						
	計画条件の整理		市場内事業者の意見集約				長期財政収支の検討								
	プレヒアリング 4/25~6/6		市場内調整				市場内合意								
	PFI方式等導入可能性調査														
土壌汚染状況調査委託				入札・契約	土壌汚染状況調査委託										
地質調査委託				入札・契約	地質調査委託										
外旭川地区まちづくり		第1回 懇話会 5/11				第2回 懇話会 8/31		第3回 懇話会 11/8			第4回 懇話会 1/31				
	分科会(随時開催)										基本計画策定				

花き部（中央卸売市場）の公設地方卸売市場への移行について

花き部（中央卸売市場）について、令和6年4月1日の公設地方卸売市場への移行に向けて、次のとおり手続等を進めようとするものである。

1 これまでの経緯

花き部の公設地方卸売市場への移行については、平成28年2月に策定した「秋田市卸売市場経営改革プラン」において、今後取り組むべき事項として位置付け、これまで市場内事業者とさらなる市場運営の効率化・合理化をめざして協議を重ねてきたところである。

こうした中、令和4年3月に開催された市場内事業者で構成される秋田市卸売市場協会の常任理事会において、最終的な合意形成が図られたものである。

2 移行に伴う効果

- (1) 公設地方卸売市場の活性化を目指し、市場内事業者による売買取引に係る多様な手法や流通の効率化等について、花き部、青果部および水産物部が一丸となって、より一体的な取組の推進を図ることが可能となること。
- (2) 中央卸売市場と公設地方卸売市場の特別会計を一本化することにより、事務負担の軽減が図られること。
- (3) 公設地方卸売市場における指定管理者制度を活用することで、人員や予算面で合理化が図られること。

3 今後の予定

年月		内容
令和5年	9月	市議会定例会へ議案提出 ・中央卸売市場業務条例の廃止 ・公設地方卸売市場業務条例の一部改正
	10月	県への申請手続 ・地方卸売市場へ移行するための中央卸売市場の認定事項の変更に係る認定申請
令和6年	1月	指定管理者との基本協定書の一部変更 ・管理業務の範囲における仕様書変更（花き部を新たに加える）
	2月	国への申請手続 ・花き棟の財産処分の承認申請
	3月	指定管理者との令和6年度協定書の締結 行政組織規則の改正
	4月	花き部の公設地方卸売市場業務の開始